

事務連絡
平成25年1月22日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

新たに設定された植込型骨導補聴器の施設基準に係る届出の取扱いについて

植込型骨導補聴器については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成24年12月28日保医発1228第1号）別添2において新たに施設基準を設けたところです。

今般、新たに施設基準の届出を行った場合等の取扱いについては、下記のとおりとするので、保険医療機関及び審査支払機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようご協力をお願いいたします。

記

- 1 植込型骨導補聴器を用いる場合の施設基準の届出については、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第5号）Iの3の（94）キによること。
- 2 植込型骨導補聴器を用いる場合の施設基準の届出については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成24年3月5日保医発0305第3号）第2の7の規定にかかわらず、届出書の提出があった場合には、速やかに要件審査をし、届出の受理がなされたものについては、受理日より算定することができるものとすること。
- 3 今回新たに施設基準を設けた植込型骨導補聴器を用いる場合の植込型骨導補聴器の植込み及び接合子付骨導端子又は骨導端子の交換の施設基準に係る届出の受理番号については、「（植補聴）第 号」とするので、届出の提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。
なお、当該受理番号については、各地方厚生(支)局における取扱いの実情を踏まえ、当分の間、各地方厚生(支)局ごと又は各事務所ごとに書面等にて管理することも差し支えない。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(平成24年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について(抄)

2 Iの3に次のように加える。

(94) 植込型骨導補聴器

- ア 接合子付骨導端子又は骨導端子及び接合子はいずれか一方のみ算定する。
- イ 植込型骨導補聴器は、以下のいずれにも該当する患者に対して実施した場合に算定する。
 - a 両側外耳道閉鎖症、両側耳硬化症、両側真珠腫又は両側耳小骨奇形で、既存の手術による治療及び既存の骨導補聴器を使用しても改善がみられない患者。
 - b 一側の平均骨導聴力レベルが45dB以内の患者。
 - c 18歳以上の患者。ただし、両側外耳道閉鎖症の患者については、保護者の同意が得られた場合、15歳以上でも対象となる。
- ウ 植込型骨導補聴器を植え込んだ場合の手技料は、区分番号「K304」乳突洞開放術(アントロトミー)の点数に準じて算定する。
- エ 接合子付骨導端子又は骨導端子の交換術を行った場合は、区分番号「K147」穿頭術(トレパナチオン)の点数に準じて算定するが、音振動変換器のみ交換した場合は算定できない。
- オ 植込型骨導補聴器を使用する際には、診療報酬明細書の摘要欄に患者の平均骨導聴力レベル、植込型骨導補聴器を使用する必要がある理由、既存の治療の結果等を詳細に記載すること。
- カ 植込型骨導補聴器の交換に係る費用は、破損した場合等においては算定できるが、単なる機種の交換等の場合は算定できない。
- キ 植込型骨導補聴器の植え込み及び接合子付骨導端子又は骨導端子を交換した場合の施設基準は、区分番号「K328」人工内耳植込術の施設基準に準じて、改めて届け出ること。
- ク 植込型骨導補聴器の植え込み及び接合子付骨導端子又は骨導端子を交換した後、補聴器適合検査を実施した場合は、区分番号「D244-2」補聴器適合検査「2」2回目以降により算定する。